

新旧対照表
【知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について（平成 20 年 3 月 31 日財関第 351 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 章 輸入差止申立ての審査	第 1 章 輸入差止申立ての審査
法第 69 条の 13 第 1 項の規定による申立て（以下「輸入差止申立て」という。）の審査の手續及びその取扱いは、次による。 1 及び 2 （省略） 3 総括知的財産調査官による審査 上記 2 の(1)により「輸入差止申立書」及び添付資料等の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、次のとおり審査事務を行うものとする。ただし、法第 69 条の 14 の規定により専門委員へ意見を求めた以降は、「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）」によることとする。 (1) 「輸入差止申立書」及び添付資料等により、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害している事実あるいは不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、<u>第 11 号</u> 又は <u>第 12 号</u> に掲げる行為により営業上の利益を侵害している事実が疎明されているか否かについて審査する。なお、「輸入差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」において、侵害の事実を疎明する内容が、受理されている輸入差止申立書に記載した内容と同一である旨記載がある場合（添付資料を省略する場合を含む）は、同一と認めて差し支えないか審査するものとする。「輸入差止申立書」の記載事項の補正が必要であると認められるとき又は審査のために必要な資料が不足しているときは、申立人に対し、申立先税関の本関知的財産調査官を通じて、記載事項の補正又は添付資料等の追加提出等を求めるものとする。 (2)～(4) （省略） 4 （省略）	法第 69 条の 13 第 1 項の規定による申立て（以下「輸入差止申立て」という。<u>以下同じ。</u>）の審査の手續及びその取扱いは、次による。 1 及び 2 （同左） 3 総括知的財産調査官による審査 上記 2 の(1)により「輸入差止申立書」及び添付資料等の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、次のとおり審査事務を行うものとする。ただし、法第 69 条の 14 の規定により専門委員へ意見を求めた以降は、「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）」によることとする。 (1) 「輸入差止申立書」及び添付資料等により、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害している事実あるいは不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、<u>第 10 号</u> 又は <u>第 11 号</u> に掲げる行為により営業上の利益を侵害している事実が疎明されているか否かについて審査する。なお、「輸入差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」において、侵害の事実を疎明する内容が、受理されている輸入差止申立書に記載した内容と同一である旨記載がある場合（添付資料を省略する場合を含む）は、同一と認めて差し支えないか審査するものとする。「輸入差止申立書」の記載事項の補正が必要であると認められるとき又は審査のために必要な資料が不足しているときは、申立人に対し、申立先税関の本関知的財産調査官を通じて、記載事項の補正又は添付資料等の追加提出等を求めるものとする。 (2)～(4) （同左） 4 （同左）
第 2 章 輸出差止申立ての審査 (省略)	第 2 章 輸出差止申立ての審査 (同左)